平成２４年（フ）第２３号
滋賀県近江八幡市鷹飼町874番地１　５―103号、前住所滋賀県近江八幡市金剛寺町423番地５
債務者　万里川里子
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野心太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２号
宮城県登米市豊里町新田鏡形29番地
債務者　佐々木未来
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第６６号
和歌山県岩出市山980番地の２　1415号
債務者　芝﨑富士夫
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号
山形県酒田市駅東１丁目４番地の34、前住所山形県酒田市錦町１丁目４番地の13
債務者　京極　芳範
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第４３号
岐阜市中屋東241番地
債務者　伊藤　謹司
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保　等
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３　ＨＡＴ神戸灘の浜10棟603号、外国人登録原票上の居住地神戸市北区花山東町２番23―703号
債務者　青松純也こと　沈　　純也
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　健治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
和歌山県新宮市蓬莱３丁目６番20号
債務者　傳田　耕基
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第６８８号
広島市中区吉島東１丁目16番14―202号
債務者　石川ダリサイこと　ＩＳＨＩＫＡＷＡ　ＤＡＬＩＳＡＹ　ＶＡＬＥＮＴＯＮ
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秦　誠一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６１号
広島県東広島市高屋町小谷2094番地２
債務者　藤井　嵩博
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　　良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６号
広島県廿日市市上平良1443番地10
債務者　森井　博美（旧姓堀田）
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４号
愛媛県四国中央市具定町20番地　山田団地49番32号、前住所愛媛県四国中央市三島金子１丁目１番18号　ゆうきマンション201号
債務者　長井シヅカ
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７４号
高知県香美市土佐山田町久次321番地
債務者　竹﨑　人美
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　良太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸831番地の１　アネックス・アイＡ　201号
債務者　福島　正昭
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２００１号
埼玉県桶川市末広３丁目13番16号　サンハイツ町田201号
債務者　福岡　陽子
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７８号
埼玉県和光市新倉１丁目29番54号　コゼット202
債務者　中村　広明
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
埼玉県川口市領家３丁目24番４号　ホームズ領家３丁目203号、旧住所埼玉県川口市弥平１丁目17番18―302号　グリーンキャピタル川口
債務者　阪田　裕治
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
埼玉県桶川市大字坂田1607番地の１　エルディム坂田105号
債務者　佐々木直子
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係